

都道府県公害審査会の動き

公害等調整委員会事務局

受付・終結事件の概要（平成27年4月～6月）

1. 受付事件

事件の表示	事 件 名	受付年月日
東京都 平成27年(調)第2号事件	家庭用ヒートポンプ給湯器からの騒音・低周波音被害防止請求事件	平成27.5.12
東京都 平成27年(調)第3号事件	印刷工場からの騒音被害防止請求事件	平成27.6.10
神奈川県 平成27年(調)第2号事件	道路建設工事及び道路供用開始後の地盤沈下等による生活環境被害防止請求事件	平成27.6.5
長野県 平成27年(調)第1号事件	自動車整備工場からの騒音被害防止請求事件	平成27.4.20
岐阜県 平成27年(調)第1号事件	営農関連施設からの騒音被害防止請求事件	平成27.6.8
静岡県 平成27年(調)第1号事件	金属加工工場からの振動・騒音被害防止請求事件	平成27.5.25
大阪府 平成27年(調)第3号事件	スーパーマーケットからの悪臭・騒音被害防止等請求事件	平成27.6.29
広島県 平成27年(調)第1号事件	金属加工工場からの騒音被害防止等請求事件	平成27.4.17
香川県 平成27年(調)第1号事件	工場からの騒音被害防止等請求事件	平成27.4.1
佐賀県 平成27年(調)第1号事件	金属加工工場からの騒音被害防止請求事件	平成27.6.24

2. 終結事件

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
埼玉県 平成26年(調) 第5号事件	平成26年10月8日 受付 被申請人の経営する飲食店からの騒音が日常的に継続するため、これが原因で、申請人らは不眠や頭痛に悩まされ、日常生活に支障が出るようになった。よって、被申請人は、申請人らに対し、被申請人の経営する飲食店から生じる騒音について、申請人らの居宅内に45dBを超える音を侵入させないこと。	平成27年6月3日 調停成立 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、被申請人の飲食店から生じる騒音に関し、次の対策を速やかに実施する、(1)缶をつぶす作業は、建物内で行うこと、(2)店内で使用する椅子の脚に緩衝材を装着すること、(3)店内で調理を行う場合と一時的に店内の換気を行う場合を除き、店内の窓、勝手口を締め切り、換気扇の使用を止めることで、店内の音が外に漏れでないようにすること、(4)建物の外のテラスは、午後10時以降は使用しないよう努めること。また、テラスの使用は午後10時までであることを店内に表示し、来店客に周知すること、(5)大人数での宴会等により、店内での声や物音が通常より大きくなることや営業時間終了後も来店客が店内に滞在することなどが前日までに予測できた場合には、事前に申請人らに書面で通知すること、②被申請人は、申請人らに対し、本調停の趣旨を踏まえ、前項の具体的な対策にとどまらず、飲食店から発生する騒音に配慮して営業する、③申請人らと被申請人の双方が日頃から良好な近隣関係を構築するよう努力する、④申請人らと被申請人との間には、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務も存在しないことを確認する、⑤本調停手続に要した費用は、各自の負担とする等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
千葉県 平成26年(調) 第1号事件	平成26年8月6日 受付 被申請人牛舎から発生する家畜排泄物等から発生する悪臭、付近の排水路の水質汚濁、海岸付近の草木の枯死等土壌汚染により、申請人マンション住民は、換気のため窓を開けたり、洗濯物を外に干すことがはばかれるなど、日々の生活上の行動が制限を受けるとともに、申請人マンションの経済的価値を著しく下落させている。よって、被申請人は、①被申請人牛舎と申請人マンションとの敷地境界における臭気濃度及び臭気指数をそれぞれ10以下とするとともに、定期測定し、その結果を申請人及び県へ報告すること、②被申請人牛舎付近の排水路の水質分析結果を正常値とするとともに、定期測定し、その結果を申請人及び県へ報告すること、③被申請人牛舎内のパドックに湧水が流入しないよう対策を講じるとともに、泥濁化した家畜排泄物は、適宜ローダー等で堆肥舎に搬入すること、④被申請人牛舎における牛の飼育頭数の減少又は移転等を検討すること、⑤慰謝料として金600万円を支払うこと。	平成27年5月20日 調停打切り 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
神奈川県 平成26年(調) 第1号事件	平成26年9月2日 受付 ①被申請人が所有し賃貸しているビルから、絶え間なく空調ダクトを音源とする音が発生している。申請人が測定したところ、規制基準値を超えている時間帯があった。ついては、音量を軽減するために効果ある対策を取ることを求める、②申請人は当該音のため、平穏な生活が送れなくなっており、この音を原因とする不眠やストレスから、身体的・精神的な不調をきたしている。よって、①被申請人は、防音工事の実施等により、被申請人所有ビルの空調ダクトから発生する音量を横浜市が定める騒音の規制基準値以下にすること。②被申請人は、申請人に対し、慰謝料として平成25年2月1日から問題解決の日まで1日当たり金6,000円を支払うこと。	平成27年4月13日 調停成立 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、被申請人が所有するビルに平成25年2月に設置された排気ダクトからの騒音が、平成26年11月に当該排気ダクトの排気口付近に防音シートを施工するまでの間、申請人に苦痛を与えたことを認め、これを謝罪する、②申請人は、被申請人がこれまで市からの指導に基づき、防音対策を講じてきたこと及び第1項の防音対策により本件紛争の原因となった騒音が低減したことを認める、③被申請人は、住宅地が隣接していることを十分考慮し、今後、事業を営むにあたり、騒音の発生抑制に努める、④申請人及び被申請人は、今後、誠意を持って良好な近隣関係の形成に努める、⑤申請人及び被申請人は、本調停により本件紛争が解決したことを確認する等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
新潟県 平成26年(調) 第1号事件	<p>平成26年2月25日 受付</p> <p>申請人は、隣接する被申請人兩名宅の敷地内に設置されたヒートポンプ式温水暖房機の室外ユニット2台から発生する騒音(低周波音を含む)により、不眠状態、耳鳴りに悩まされるなど、肉体的・精神的に疲弊した状態である。よって、被申請人らは、申請人に対して、上記騒音を低減又は防音するために室外ユニットの設置位置を変更するなどの適切な措置をとること。</p>	<p>平成27年6月15日 調停成立</p> <p>調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人らは、平成27年7月末日までに、被申請人兩名宅の敷地内に設置されているヒートポンプ式温水暖房機の室外機2台及び循環ポンプユニット1台の計3台を、別紙配置図の位置に移設することとする。なお、その費用は、被申請人らの負担とする、②被申請人兩名は、換気扇を今後も「弱」運転でを使用することを原則とする、③申請人は、上記の機器及びヒートポンプ式給湯器から発生する音(低周波音を含む)及び振動について、今後、被申請人らに苦情を申し立てないものとし、これら機器等の移設を求めないものとする、④申請人及び被申請人らは、本件について、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務関係が存在しないことを相互に確認する、⑤本件調停手続に要した費用は、当事者各自の負担とする等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>
京都府 平成26年(調) 第1・2・3号事件、同27年(調)第1号事件	<p>(平成26年第1号)平成26年8月5日 受付</p> <p>(平成26年第2号)平成26年11月11日、(同第3号)同12月26日、(平成27年第1号)平成27年3月2日 参加申立て</p> <p>申請人は、被申請人による動物霊園建設工事による地盤沈下、振動、土砂災害による被害を受け、良好な景観・生活環境の享受を脅かされるおそれがある。よって、被申請人らは①動物霊園建設計画について、白紙撤回を含め、土砂災害防止の措置、景観確保及び生活環境の保持、②工事車両通行路及び沿道家屋の現況調査、損傷時の修復、③工事における地盤沈下、振動の防止措置、④土砂災害や地盤沈下の危険性についての環境影響評価、⑤土砂災害の発生時における補償を明示すること。</p>	<p>平成27年6月23日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、8回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
大阪府 平成26年(調) 第3号事件	<p>平成26年5月1日 受付</p> <p>被申請人は申請人居住地前の道路の管理者であり、平成25年1月下旬から同年5月初旬にかけて前述の道路交差部の交差点改良及び舗装工事を行った。本件工事以来、走行車による振動が昼夜を問わず発生し、申請人及び家族は睡眠を妨げられるようになった。そのため、申請人は平成25年5月21日に被申請人に対策を要望し、被申請人は同年10月から平成26年1月にかけて3回の補修工事を行ったが、振動は収まらなかった。よって、被申請人は、①申請人自宅敷地内に50dBを超える振動を与えないようにすること、②申請人に対し、平成25年5月21日から振動が収まるまで日額金1,000円を支払うこと。</p>	<p>平成27年4月14日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
大阪府 平成26年(調) 第4号事件	<p>平成26年8月6日 受付</p> <p>申請人及び被申請人Aは、被申請人B、C、D及びE（以下、「被申請人Bら」という。）の父に昭和43年から当該土地を賃貸し、当該父は当該地で銭湯を経営していた。被申請人Bらは父の死後、土地の賃貸借契約を引き継ぎ、銭湯の経営を継続していたが、平成25年1月31日に廃業し、土地の賃貸借契約を同年2月に解除した。被申請人Bらが所有する銭湯の建物の解体後、申請人が当該土地に燃料として保管、使用されていた重油由来と思われる土壌の変色や異臭、敷地内の井戸への廃油の流入等を発見したため、被申請人Bらに対して土壌調査と汚染の除去を求めたが、産業廃棄物処理業者に依頼し油を処理済であるとして調査を拒否されたことから、被申請人Aが平成25年10月に当該土地の土壌調査を行ったところ、管理型処分場で受け入れられる弱いレベルの油汚染が認められた。しかし、この調査には複数の不備があったため、申請人が平成26年1月以降、当該土地の土壌や井戸水を可能な範囲で再調査した結果、油のほか鉛やフッ素も基準値を超えるなどの汚染が判明したものの、被申請人Aによる調査も含めていずれも不十分な調査であり、当該土地の汚染状況の把握に至っていない。よって、①被申請人らは被害発生地の土地に対して適切な土壌調査をすること、②仮に土壌汚染が被害発生地の土地にあった場合には、被申請人らは当該土地に対して適切な対策を講じること。</p>	<p>平成27年4月15日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
福岡県 平成26年(調) 第1号事件	<p>平成26年5月29日 受付</p> <p>申請人らが利用している水源地の水の汚濁は、被申請人の土地に搬入された残土が雨水とともに流入したことが原因と推測される。水源地の水は、申請人の生活用水として利用されており、水の汚濁は申請人らの正常な生活を侵害している。被申請人は残土の搬入について、事前に申請人らに説明することもせず、問題発生後も残土の上部にブルーシートを被せるといった対策を講じたのみで、残土の水源地への流入を防止する対策を講じていない。よって、①被申請人は、被申請人の土地に運搬した残土を除去すること、②被申請人は、大雨により当該残土が雨水とともに流れ、水源地の水の汚染が日常生活に不便をきたしているので、正常な生活を送れる対策を講じること。</p>	<p>平成27年6月5日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

(注) 上記の表は、原則として平成27年4月1日から平成27年6月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。